

# 議決権保有制限（5%ルール）の 規制緩和要望について

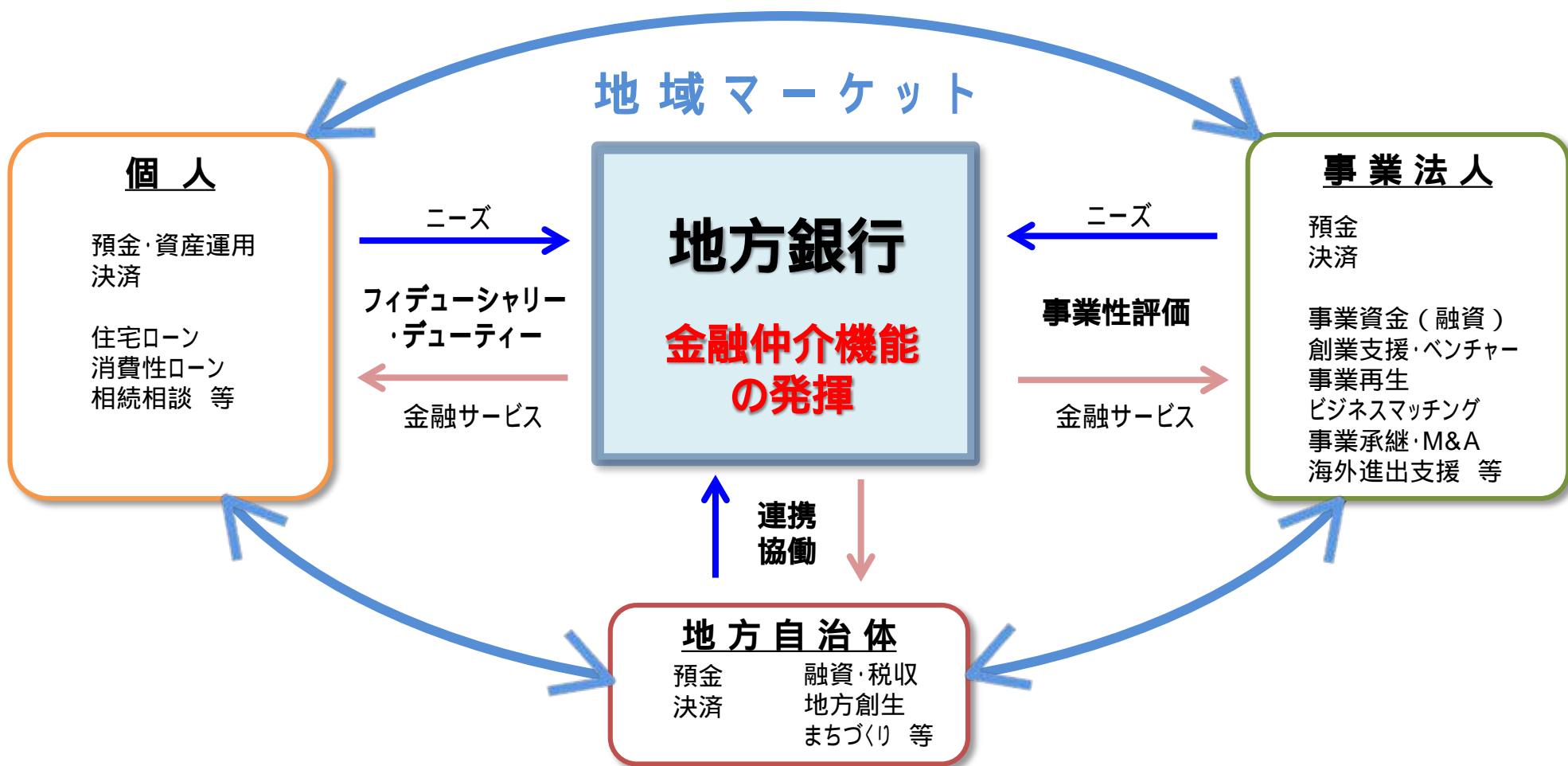
## 目次

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1 . 地方銀行の役割と使命       | P. 1 |
| 2 . 地域における中小企業との取引状況 | P. 2 |
| 3 . 地域経済の課題と地方銀行の取組み | P. 3 |
| 4 . 銀行に対する議決権保有制限    | P. 4 |
| 5 . 地域の課題解決への関与      | P. 5 |
| 6 . 議決権保有制限の規制緩和要望   | P. 6 |
| 7 . 補足説明             | P. 7 |

# 地方銀行の役割と使命

- n 地方銀行は、地方自治体とも連携・協働しながら、地域マーケットに密着した「金融仲介機能」を発揮し、地域経済の持続的成長に貢献することが使命。

## 地域経済の持続的成長



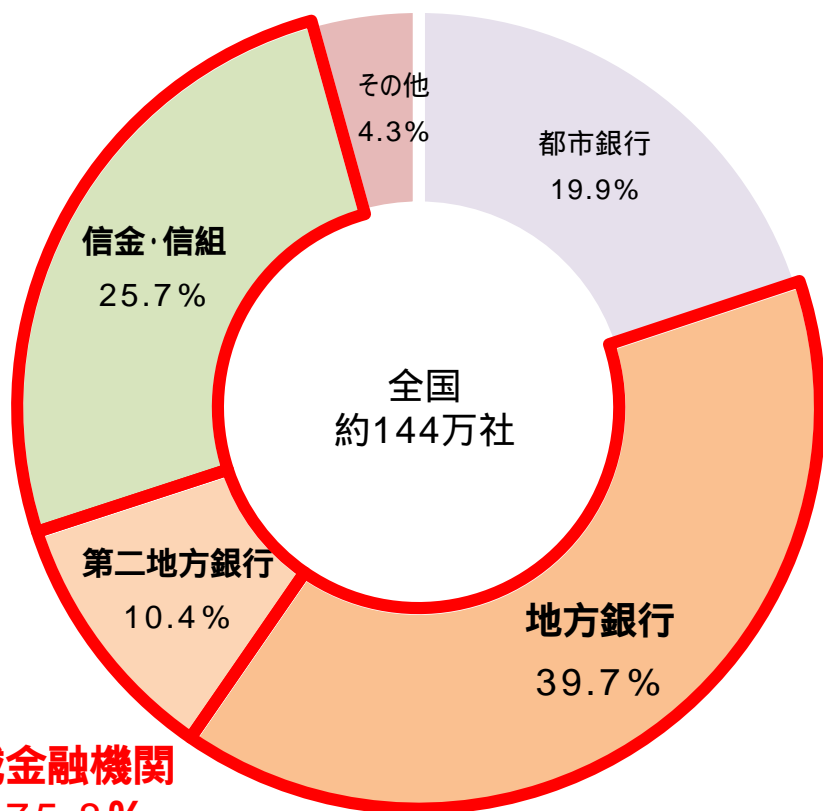
# 地域における中小企業との取引状況

- n 地域金融機関（第二地方銀行・信金・信組を含む）は、多くの企業のメインバンクを務めており、特に、地方エリアにおいてはその割合も高く、地域の企業と経済を支える存在。

## 全国メインバンク調査

### 【金融業態別シェア構成比】

（全国）

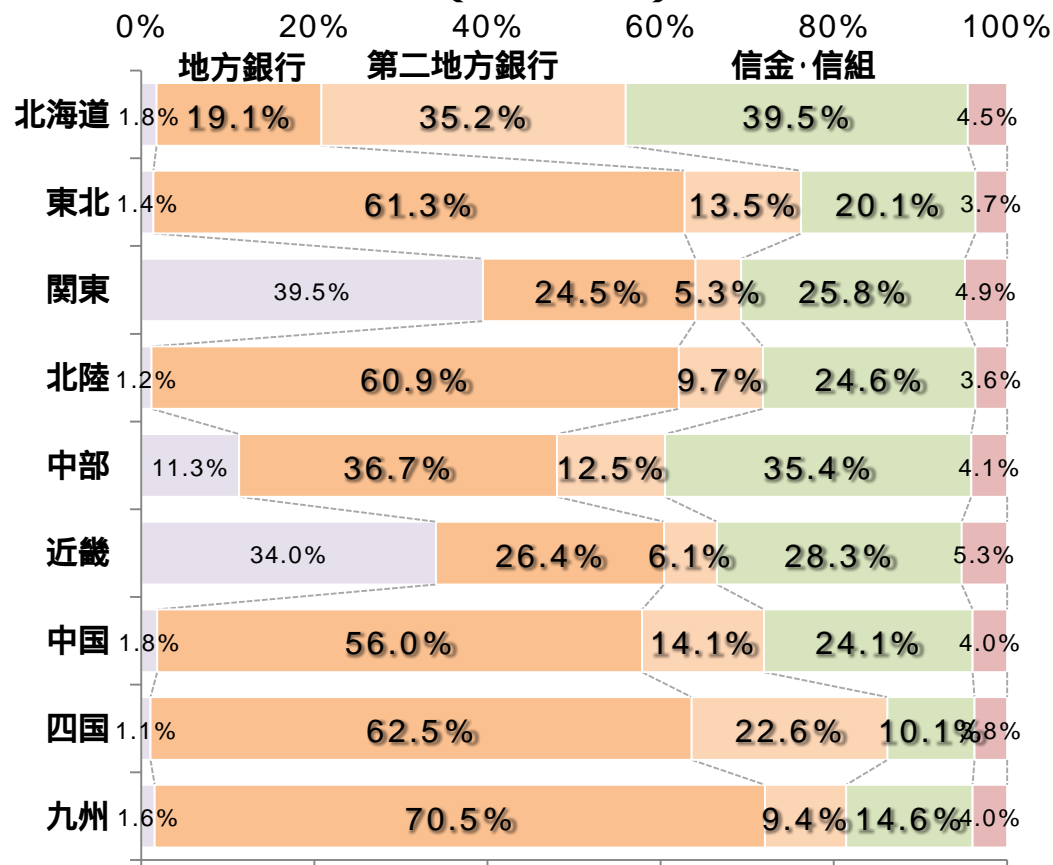


地域金融機関  
計 75.8%

出所：帝国データバンク

・帝国データバンクが独自に調査・保有している2018年10月末時点の企業概要データベース「COSMOS2」に収録された企業データでメインバンクと認識している金融機関について抽出・集計したもの。一企業に複数のメインがあるケースでは企業が最上位として認識している金融機関をメインバンクとして集計

（地域別）



## 地域経済の課題

### 地域を取り巻く環境の変化

- 人口減少・少子高齢化
- 生産年齢人口の減少
- 人手不足（求人難、人件費高騰）
- 後継者問題 等

### 地域企業のニーズ・相談

- |        |              |
|--------|--------------|
| 資金調達   | <u>経営改善</u>  |
| 財務内容改善 | <u>事業承継</u>  |
| 販路拡大   | <u>生産性向上</u> |

## 地方銀行の取組み

### 地域企業のビジネスパートナーとして 地域の課題の共有と解決の支援

- | 金融仲介
- | 信用創造
- | 決済
- | 企業のライフステージに応じた課題  
に対する解決支援
- 金融サービスやコンサルティング  
機能の発揮（事業性評価）
- 経営改善
- 事業承継
- 生産性向上

## 銀行法 第16条の4

- 1 銀行又はその子会社は、国内の会社（略）の議決権については、合算して、その基準議決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

## 独占禁止法 第11条

- 1 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

### 趣旨・背景

- 他業禁止
- 財務・経営の健全性・効率性の確保 等

- 銀行への過度な事業集中の防止
- 公正かつ自由な競争の促進 等

- | 金融仲介機能の発揮
- | 地域の課題解決への関与
  - 事業再生
  - 地域経済活性化
  - (地域の面的再生)
  - 事業承継 等



**地域経済の  
持続的成長  
への貢献**

# 議決権保有制限の規制緩和要望

## 現行制度

### 銀行

投資専門  
子会社

原則  
5%まで

### 国内の一般事業会社

#### 例外規定

#### 銀行本体保有の例外

- 事業再生会社：3年（原則）・5年（中小企業）/100%  
DESにより株式を取得する会社（裁判所が関与する案件又は事業再生ADR案件に限る）  
DES以外の事業再生手法に伴い株式を取得する会社（裁判所が関与する案件に限る）

#### 投資専門子会社を通じた例外

- 事業再生会社（本体保有例外に該当しない先）：10年/100%
- ベンチャービジネス会社：15年、100%
- 地域活性化事業会社：10年、40%未満
  - REVICと共同設立した地域活性化ファンドが出資する会社やREVICが関与して事業再生計画を策定した会社に限る。

（事業承継会社：例外規定なし）

## 要望内容

### 銀行

投資専門  
子会社

原則  
5%まで

### 国内の一般事業会社

#### 例外規定

#### 銀行本体保有の例外

- 事業再生会社：3年（原則）・10年（中小企業）/100% **拡充**
  - 裁判所の関与案件でなくとも、銀行等以外の第三者が関与する案件で銀行等の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されている会社を対象とできるよう例外措置の対象を拡充

#### 投資専門子会社を通じた例外

- 事業再生会社（本体保有例外に該当しない先）：10年/100%
- ベンチャービジネス会社：15年、100%
- 地域活性化事業会社：10年、40%未満 **拡充**
  - REVIC関与案件以外にも、地域経済活性化に資する事業を行う会社の議決権を幅広く保有できるよう、例外措置の対象を拡充  
例えば、複数の地元企業が参画する案件（地域経済の面的活性化に資する案件等）、銀行等以外の第三者が関与する案件、第三者の関与による事業計画が策定されている案件を対象とする。
- 事業承継会社：5年以上、100% **新設**

## 事業再生会社

- 地域によっては、裁判所が関与する案件や事業再生ADR案件以外も多い
  - 再生計画が5年間では完了せず10年程度を要するものも少なくない
- AE 裁判所案件以外も対象とし、保有期間を10年間に延長するよう、**例外規定の拡充を要望**
- 例えば、中小企業再生支援協議会、コンサル企業、公認会計士・弁護士・税理士等の専門家等が関与する案件

## 地域活性化事業会社

- 地域によっては、REVICが関与する地域活性化案件以外も多い
- AE REVIC案件以外も対象とするよう、**例外規定の拡充を要望**
- 例えば、複数の地元企業やコンサル会社、スポンサー企業、他の金融機関等が関与する案件

## 事業承継

- 事業承継に際して、分散する株式の一旦の集約先として関与を望むニーズ
    - 相続によって子から孫へと小口分散するケース
    - 事業承継にあたり経営を安定させるため経営と株主を一体化したいニーズ
  - 事業承継までの安定株主として株式の一旦の受け手として関与を望むニーズ
    - 年少の後継者が育つまでの期間
    - 事業承継できるスポンサーが現れるまでの期間
    - 事業承継までにガバナンスを再構築したいニーズ
- AE 地方銀行がこうしたニーズに対応できるよう、**例外規定の新設を要望**